

障がい者制度改革推進会議総合福祉部会意見書

平成 22 年 4 月 27 日

**障がい者総合福祉法（仮称）制定までの間において
当面必要な対策について**

社会福祉法人

全国重症心身障害児（者）を守る会

会長 北浦 雅子

意見発表の機会をいただきましたこと、深く感謝申し上げます。
当会の意見の要旨は次の通りです。

（いのちを守り、人権を守ることが原点）

私たちの会は、昭和 39 年 6 月に発足し、児童福祉法からはずれ、「世の中の役に立たず、社会復帰もできない子にお金をかける必要があるのか」との声も聞かれる世相の中で「たとえどんなに重い障害があろうとも、いのちをもち、生きているのです。それなりに生き、育ち、伸びるこの子らを生かしてください」と訴え重症心身障害児者（以下「重症児者」という）への理解を深める運動を始め今日に至っています。

当時、重い障害児とその家庭は、社会からの差別にさらされ、障害児医療が皆無の状態のなかにあって、周囲の無理解や、経済的な困窮などが重なって耐え切れなくなった家庭での母子心中、家庭崩壊などの頻発は、社会問題となっていました。

そうした中で、自らの主張を訴えられない子ども達に代わって、やむにやまれぬ思いで親達が立ち上がり連携して、重症児者のいのちを守り、人権を認めたいと訴え、最も弱い人たちが生きられる平和な社会の実現を願って運動を展開してきました。

現在では、医療、福祉、教育の三位一体となった療育が行われ、これによって重症児者のもっている可能性を伸ばし、人の愛を感じると笑顔でこたえています。

重症児者の笑顔は、人に感動を与える不思議な力をもっています。

1 障がい者総合福祉法（仮称）ができるまでの間の措置としての障害者自立支援法等の一部改正について

障害児支援の見直し検討会報告を制度改正に反映してください。

- ① 障害児支援の強化
 - ・重症心身障害児者療育の一貫支援体系の維持
- ② 相談支援の充実
 - ・相談支援体制の強化
 - ・自立支援協議会の法定化
 - ・サービス利用計画作成の対象者の大幅な拡大

2 地域生活を支援するサービス基盤の整備

- ① 地域生活支援基盤としての障害福祉関係施設（重症心身障害児施設・通園施設等）の整備
- ② 短期入所の充実
医療的ケアを要する重症児者が利用できる短期入所の充実
- ③ 重症児者通園・通所事業の法定化
日常生活を支援する医療的ケアが可能な通所の確保
- ④ 派遣介護人のレベルアップと員数の確保
重症児者の介護技能をもった人材の育成
- ⑤ 訪問看護師派遣の充実
訪問看護師の派遣時間を重症児者の症状に対応したものに
- ⑥ 緊急医療入院の受入れ体制の確保
緊急入院が必要な場合に、受け入れてもらえる医療体制